

## 18. 公共料金の割引

### ①旅客鉄道運賃の割引

各旅客鉄道会社の鉄道、航路を利用する場合は、運賃が割引されます。

○利用できる人および内容

令和8年4月現在

| 対象者         | 乗車券種類   | 利用形態                        | 割引となる人 ※注 1                                 | 割引率 |
|-------------|---------|-----------------------------|---------------------------------------------|-----|
| 第 1 種 身体障害者 | 普通乗車券   | 単独で片道 100km を超えて利用する場合      | 本人                                          | 50% |
|             |         | 介護人と共に利用する場合<br>(キロ数の制限はない) | 本人、介護人                                      |     |
|             | 定期乗車券   | 介護人と共に利用する場合                | 本人、介護人<br>小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。 |     |
|             | 普通回数乗車券 | 介護人と共に利用する場合                | 本人、介護人                                      |     |
|             | 普通急行券   | 介護人と共に利用する場合                |                                             |     |
| 第 2 種 身体障害者 | 普通乗車券   | 単独で片道 100km を超えて利用する場合      | 本人                                          |     |
|             | 定期乗車券   | 12 歳未満の小児が介護人と共に利用する場合      | 本人、介護人<br>小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。 |     |

注1 割引となる介護人は障害者1人につき1人が限度です。

### 第1種身体障害者、第2種身体障害者の区分

————— 第1種身体障害者

…………… 第2種身体障害者

身体障害者手帳の障害等級により区分されます。

| 障害区分 \ 手帳等級    | 1級 | 2級   | 3級   | 4級   | 5級 | 6級 |
|----------------|----|------|------|------|----|----|
| 視覚障害           |    |      |      | 4級の1 |    |    |
| 聴覚障害           |    |      |      |      |    |    |
| 平衡機能障害         |    |      |      |      |    |    |
| 音声、言語、そしゃく機能障害 |    |      |      |      |    |    |
| 上肢不自由          |    | 2級の2 |      |      |    |    |
| 下肢不自由          |    |      | 3級の1 |      |    |    |
| 体幹不自由          |    |      |      |      |    |    |

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

| 手帳等級             |        | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|------------------|--------|----|----|----|----|----|----|
| 障害区分             | 上肢機能障害 |    |    |    |    |    |    |
|                  | 移動機能障害 |    |    |    |    |    |    |
| 脳病変による運動機能障害(注1) |        |    |    |    |    |    |    |
| 心臓機能障害           |        |    |    |    |    |    |    |
| じん臓機能障害          |        |    |    |    |    |    |    |
| 呼吸機能障害           |        |    |    |    |    |    |    |
| ぼうこう又は直腸の機能障害    |        |    |    |    |    |    |    |
| 小腸機能障害           |        |    |    |    |    |    |    |
| 免疫機能障害           |        |    |    |    |    |    |    |
| 肝臓機能障害           |        |    |    |    |    |    |    |

注1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変に限ります

### 第1種知的障害者、第2種知的障害者の区分

知的障害者とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている方をいいます。

- 第1種知的障害者
  - (1) 知能指数がおおむね35以下であって、日常生活において常時介護を要する程度の方
  - (2) 肢体不自由、盲目、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下であって日常生活において常時介護を要する程度の方
- 第2種知的障害者（第1種以外の方）

### ○乗車券の購入方法

身体障害者または知的障害者

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載がある身体障害者手帳または療育手帳を提示して乗車券などを購入します。

※Suicaのご利用について

障害者割引の適用条件を満たして、Suicaご利用可能区間をSuicaでご乗車いただく場合、JR東日本では1円単位のIC運賃が適用されます。Suicaでご入場いただき、出場駅の改札窓口にて障害者手帳をご提示ください。

※障害者用Suicaの発売も開始しました。

## ②旅客船運賃の割引

国内の各旅客航路を利用する場合には、運賃が割引されます。（燃料油価格変動調整金を除く）ただし、船舶運航事業者によって、割引の内容が異なる場合があります。

### 【新日本海フェリー】

○利用できる人および内容

令和8年4月現在

| 対象者                  | 利用形態         | 割引となる人     | 割引対象となる等級等 |
|----------------------|--------------|------------|------------|
| 第1種身体障害者<br>第1種知的障害者 | 単独で利用する場合    | 本人※1       | ・全等級       |
|                      | 介護人と共に利用する場合 | 本人※1、介護人※2 | ・全等級       |

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

|                      |                  |            |                       |
|----------------------|------------------|------------|-----------------------|
| 第2種身体障害者<br>第2種知的障害者 | —                | 本人※1       | ・ツーリスト（B，A，S）<br>のみ割引 |
| 精神障害者<br>（1級）        | 単独で利用する場合        | 本人※1       | ・全等級                  |
|                      | 介護人と共に利用<br>する場合 | 本人※1・介護人※2 | ・全等級                  |
| 精神障害者<br>（2級・3級）     | 単独で利用する場合        | 本人※1       | ・ツーリスト（B，A，S）<br>のみ割引 |

※1 車両は割引になりません。

※2 介護人は1名に限ります。

（注）第1種、第2種の区分は、旅客鉄道運賃の割引の障害区分と同じです。

#### ○乗船券の購入方法

乗船券発売窓口にて身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者手帳を提示して乗船券を購入します。

### 【佐渡汽船】

#### ○利用できる人および内容

令和8年4月現在

| 対象者                  | 利用形態             | 割引となる人     | 割引対象となる船舶/等級            | 割引率   |
|----------------------|------------------|------------|-------------------------|-------|
| 第1種身体障害者<br>第1種知的障害者 | 単独で利用する場合        | 本人※1       | ・カーフェリー2等<br>・ジェットfoil  | 50%※2 |
|                      | 介護人と共に利用<br>する場合 | 本人、介護人※1※3 | ・カーフェリー全等級<br>・ジェットfoil |       |
| 第2種身体障害者<br>第2種知的障害者 | —                | 本人※1       | ・カーフェリー2等<br>・ジェットfoil  |       |
| 精神障害者<br>（1級）        | 単独で利用する場合        | 本人※1       | ・カーフェリー2等<br>・ジェットfoil  |       |
|                      | 介護人と共に利用<br>する場合 | 本人、介護人※1   | ・カーフェリー全等級<br>・ジェットfoil |       |
| 精神障害者<br>（2級・3級）     | —                | 本人※1       | ・カーフェリー2等<br>・ジェットfoil  |       |

※1 車両の運転者は対象外となります。

※2 佐渡市に住民登録をしている人は「佐渡市民サービスカード」を、準住民の人は「佐渡市民サービスカード（準住民）」を窓口  
に提示すると、島民割引運賃に対してそれぞれの割引率を適用します。

※3 身体障害者が盲ろう者であって、当該盲ろう者の通訳・介助員については、当該盲ろう者1名について、通訳・介助能力が  
あると認めた通訳1名・介助員1名合わせて2名まで割引率を適用します。

（注）第1種、第2種の区分は、旅客鉄道運賃の割引の障害区分と同じです。

#### ○乗船券の購入方法

乗船券発売窓口にて身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳（紙形式の手帳  
の他、カード形式、スマートフォンアプリ等の形式でのご提示も可能）を提示して乗船券を購入  
します。また、佐渡汽船では佐渡市民が障害者割引を受ける際に、上記の各種手帳の他に「佐渡  
市民サービスカード」の原本の提示が必要となります。

## ③有料道路通行料金の割引

道路整備特別措置法に基づく有料道路を通行する際に、通行料金が割引されます。

#### ○対象者の範囲

##### 1 障害者ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けている全ての方

##### 2 障害者ご本人以外が運転し、障害者ご本人が同乗する場合

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方内、重度の障害※をお持ちの方

※「重度の障害」の範囲は、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲になります。

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

なお、障害者ご本人以外の方の運転が認められる場合は身体障害者手帳の備考欄又は療育手帳の予備欄へ、「道路介護」と記載されたシールを貼付する必要があります。

#### ○対象自動車の範囲

障害者お1人につき、以下の要件を満たす自動車1台を事前にご登録できます。

事前登録されない場合でも、下記の表の要件を満たす自動車が本割引の対象となります。

対象となる車両は以下の表のとおりです。介護運転として利用するタクシー以外については自動車検査証又は軽自動車届出済証(電子車検証を含む。以下、「自動車検査証等」といいます。)の「自家用・事業用の別」に「自家用」と記録されている自動車が対象となります。(「事業用」と記録されている場合、対象となりません。)

| 自動車                                                                                                                              | 適用範囲                 |                    |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------|------|
|                                                                                                                                  | 事前申請において登録できる自動車(注1) | 事前申請において登録していない自動車 |      |
|                                                                                                                                  | 本人運転・介護運転            | 本人運転               | 介護運転 |
| 乗用自動車<br>自動車検査証等の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの。                                                                              | ○(注2)                | ○                  | ○    |
| 貨物自動車<br>自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。         | ○(注2)                | ○                  | ○    |
| 特種用途自動車<br>自動車検査証等の「用途」に「特種」と記録されているもののうち、「車体の形状」に「車いす移動車(身体障害者輸送車)」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの。                | ○(注2)                | ○                  | ○    |
| 二輪自動車<br>総排気量が125ccを超えるもの。                                                                                                       | ○(注2)                | ○                  | ○    |
| レンタカー<br>貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。                                                                 | ×                    | ○                  | ○    |
| 借用自動車<br>車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。                                                                 | ×                    | ○                  | ○    |
| 介護・福祉タクシー、一般タクシー(注3)<br>道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記の乗用自動車、特種用途自動車のうち、「自家用・事業用の別」に「事業用」と記録されているもの。 | ×                    | ×                  | ○    |
| 福祉有償運送車両(注3)<br>道路運送法第78条第2号に定める自家用有償車両のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る上記の乗用自動車、特種用途自動車。                                           | ×                    | ×                  | ○    |

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

(注1) ETC利用申請を行うためには自動車の事前登録が必要です。

(注2) 次の所有者要件を満たす自動車に限ります。

(注3) ETCカードを車載器から抜けない自動車では本割引は適用されませんので、乗車前にご確認ください。例えばタクシーをご利用いただく場合、タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ず申し、利用できるか確認した上ご乗車ください。

#### 【所有者要件】

事前申請において登録できる自動車は、所有者の氏名が以下のいずれかに該当するもの。

ア 障害者ご本人が運転する場合は、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

イ 障害者ご本人以外が運転し、障害者ご本人が同乗する場合は、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

また、上記の方が車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方

○割引率 通常の通行料金の約50%

#### ○割引の有効期限

・割引有効期間は、新規申請及び変更申請においては、申請した日からその後の2回目の誕生日までとなります。また、更新申請（有効期限2ヶ月前から有効期限前日までの申請）においては、申請した日からその後の3回目の誕生日までが割引有効期間となります（最長2年2ヶ月間※）。

※本割引の更新申請を行う際に、申請した日からその後の3回目の誕生日までが2年2ヶ月間を超える場合は、申請した日からその後の2回目の誕生日が割引有効期限となります。

※お持ちの手帳に有効期限がある（再認定・再判定の期日が設定されている）場合で、かつ手帳の有効期限が上記割引有効期限（申請した日から①新規・変更申請：2回目の誕生日、②更新申請：3回目の誕生日（※最長2年2ヶ月間））よりも前の場合、手帳の有効期限が割引有効期限となります。手帳に記載されている割引有効期限（又は申請書のお客さま控えに記載されているETC割引有効期限）を過ぎている場合は、本割引の対象となりません。

#### ○事前申請

・本割引の適用を受けるためには、手帳を管理している（手帳に住所記載のある）市町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請が必要です。また、割引有効期限が過ぎた後も引き続き本割引を受ける場合や登録事項に変更が生じた場合も、同様です。

※既に事前申請を行っている場合は、事前に登録されていない自動車で障害者割引の適用を受けるために、新たな申請手続きは不要です。

・代理人による申請もできます。

・各申請時に必要となる書類は以下のとおりです。

| 書類名                                          | 手続き内容              |    |    |                     |    |    | 必要なケース                                                                  |
|----------------------------------------------|--------------------|----|----|---------------------|----|----|-------------------------------------------------------------------------|
|                                              | 事前申請において自動車を登録する場合 |    |    | 事前申請において自動車を登録しない場合 |    |    |                                                                         |
|                                              | 新規                 | 変更 | 更新 | 新規                  | 変更 | 更新 |                                                                         |
| 障害者ご本人の手帳                                    | ○                  | ○  | ○  | ○                   | ○  | ○  | 常に必要                                                                    |
| 手帳に自動車登録番号又は車両番号の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等（注1） | ○                  | ○  | ○  | ×                   | ×  | ×  | 自動車を登録する場合                                                              |
| 住民票等                                         | ○                  | ○  | ○  | ×                   | ×  | ×  | 登録する自動車の所有者及び使用者が、障害者本人及び介護者でない場合（注2）<br>※具体的な要否はお手続きいただく福祉担当窓口へご確認ください |
| 割賦契約書又はリース契約書等                               | ○                  | ○  | ○  | ×                   | ×  | ×  | 割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合                                             |

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

|                                |   |           |           |   |   |   |                          |
|--------------------------------|---|-----------|-----------|---|---|---|--------------------------|
| E T Cカード（注6）                   | ○ | ○<br>（注3） | ×<br>（注5） | × | × | × | E T C無線通行（ノンストップ走行）される場合 |
| E T C車載器セット<br>アップ申込書・証明書等（注7） | ○ | ○<br>（注4） | ×<br>（注5） | × | × | × | E T C無線通行（ノンストップ走行）される場合 |
| 運転免許証（注8）                      | ○ | ×         | ×         | ○ | × | × | 障害者ご本人が運転される場合           |

（注1）「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、電子機器等により車検証情報を確認します（車検証電子化（普通車…令和5年1月開始）から最低3年間は、国が電子車検証を交付すると同時に「自動車検査証記録事項」を発行する方針であるため、「自動車検査証記録事項」により確認することも可能です）

（注2）自動車の所有者及び使用者と障害者ご本人の続柄を確認するために必要となります

（注3）カード名義、番号を変更する場合のみ

（注4）車載器を変更する場合のみ

（注5）前回申請時から変更しない場合のみ

（注6）未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のものも対象になります

（注7）E T C車載器の管理番号が確認できるものをお持ちください

（注8）運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の提示も可能です

マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください

#### ○窓口

- ・申請手続きは各市町村福祉担当窓口
- ・オンラインで各種申請（新規申請・変更申請・更新申請）を行う場合に必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下のURL からご確認ください。なお、オンライン申請はE T C利用登録される方のみが対象です。  
（オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>）
- ※「ミライロID」での確認が難しい場合には、手帳の内容を確認させていただきますので、必ず手帳も携行してください。
- ・E T C無線通行（ノンストップ走行）によりETCをご利用される際の手続きのお問い合わせは、有料道路E T C割引登録係（電話 045-477-1233）※受付時間は平日9時～17時

#### ○利用方法

- ・現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）で利用する場合は、料金所係員へ手帳をご提示ください。
- ・なお、株式会社ミライロが提供する障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示により、手帳の提示に代えることができます。
- ・E T C無線通行（ノンストップ走行）の場合は、事前に本割引のために登録されたE T Cカードを、登録されたE T C車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップをされたもの）に挿入してE T Cレーンを経由して無線通行（ノンストップ走行）してください。
- ・E T C未整備料金所や点検・工事等によりE T Cレーンを利用いただけない場合や通信エラーによりバーが開かない場合等には料金所係員にE T Cカードを渡してのお支払いとなります。事前に本割引のために登録されたE T Cカードでのお支払いでも、係員に手帳をご提示いただく必要がありますので、必ず携行してください。

## ④航空運賃の割引

国内各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合には、運賃が割引されます。

※ 航空各社で発行されるマイレージカード等に障害者登録を行うことで、以降その提示により割引が適用される例もありますので、詳しくは航空各社へお問い合わせください。

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

## 【日本航空】

### ○利用できる人および内容

令和8年4月現在

| 対象者                                                 | 利用形態         | 割引となる人     | 割引率                                                        |
|-----------------------------------------------------|--------------|------------|------------------------------------------------------------|
| 身体障害者手帳<br>戦傷病者手帳<br>療育手帳<br>精神障害保健福祉手帳<br>を所持している方 | 単独で利用する場合    | 本人         | 一部運賃（フレックス、セイバー、スペシャルセイバー、往復セイバー、プロモーション）に対して一律 20%の割引率が適用 |
|                                                     | 介護人と共に利用する場合 | 本人、介護人 1 人 |                                                            |

注 1) 12歳未満の人は割引されません。

2) 第 1 種身体障害者又は第 1 種知的障害者については旅客鉄道運賃割引の障害区分と同じです。

3) 障害の程度により単独搭乗が出来ない場合があります。

4) 割引率は路線会社等により異なりますし、変更される場合もありますので、利用される航空会社にお問い合わせください。

### ○航空券の購入方法

航空券販売窓口 に身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳または精神障害保健福祉手帳を提示して航空券を購入します。

ただし、療育手帳を所持している人は、市福祉事務所長又は町村長からあらかじめ療育手帳に割引対象者である旨の証明印の押印を受けます。押印がない場合は割引の対象となりません。

なお、特に心臓機能障害者については、気圧の変化等もあることから安全を確保するため、あらかじめ「航空機への搭乗に支障ない」旨の医師の診断書が必要な場合がありますので詳しくは航空各社へお問い合わせください。

#### 証明印



## 【全日本空輸】

### ○利用できる人および内容

令和8年4月現在

| 対象者                                                  | 利用形態         | 割引となる人     | 割引率                                        |
|------------------------------------------------------|--------------|------------|--------------------------------------------|
| 身体障害者手帳<br>戦傷病者手帳<br>療育手帳<br>精神障害者保健福祉手帳<br>を所持している方 | 単独で利用する場合    | 本人         | 一部運賃（フレックス・スタンダード・シンプル・セール）から 20%相当の割引率が適用 |
|                                                      | 介護人と共に利用する場合 | 本人、介護人 1 人 |                                            |

注 1) 手帳をお持ちのご本人様が小児（2歳～11歳）の場合は、ご本人様は小児割引を適用し、介護者の方のみ障がい者割引を適用することが可能です。ご本人に対し、小児割引と障がい者割引は同時に適用されません。手帳をお持ちのご本人様が座席を使用しない幼児（1歳以下）の場合、介護者の方は障がい者割引を利用できません。

2) 障害の程度により単独搭乗できない場合があります。

3) 精神障害者保健福祉手帳の有効期間がご搭乗日に満了している場合は、割引の対象とはなりません。

### ○航空券の購入方法

航空券の購入または搭乗手続きの際、割引適用に必要な手帳または「障害者手帳確認登録」済みのANAマイレージクラブカードを提示してください。提示がない場合、割引は適用されません。登録済みの場合も手帳を提示する場合があるので、常に携行してください。

なお、特に心臓機能障害者については、気圧の変化等もあることから安全を確保するため、あらかじめ「航空機への搭乗に支障ない」旨の医師の診断書が必要な場合がありますので詳しくは航空各社へお問い合わせください。

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

## ⑤バス運賃の割引

### ○利用方法

| 利用区分  | 身体障害者手帳<br>所持者            | 児童福祉施設<br>入所児     | 知的障害者療育手<br>帳所持者   | 精神障害者保健福祉手<br>帳所持者            |
|-------|---------------------------|-------------------|--------------------|-------------------------------|
| 現金乗車  | 運賃支払時に身体<br>障害者手帳を提示      | 運賃支払時に割引<br>証を提示  | 運賃支払時に療育手<br>帳を提示  | 運賃支払時に精神障害<br>者保健福祉手帳を提示      |
| 定期券乗車 | 定期券購入時に身<br>体障害者手帳を提<br>示 | 定期券購入時に割<br>引証を提示 | 定期券購入時に療育<br>手帳を提示 | 定期券購入時に精神障<br>害者保健福祉手帳を提<br>示 |

注1 児童福祉施設入所児の割引証は当該入所施設で発行します。

児童福祉施設入所児の定期券割引申請方法は各社により異なりますので、直接各社へお問い合わせください。

2 回数券・バスカードの取扱い各社により異なりますので、直接各社へお問い合わせください。

3 障害者手帳アプリ「ミライロID」の対応状況は各社により異なりますので、直接各社へお問い合わせください。

### ○障害者割引取扱い一覧表

※ ○は割引適用 ×は割引適用不可

令和8年4月1日現在

令和6年4月1日現在

|                                       | 級別等                  | 乗車券の種類        | 本人 | 介護人 | 割引率 | 割引対象路線                       |
|---------------------------------------|----------------------|---------------|----|-----|-----|------------------------------|
| 身体障害者手帳所持者                            | 第一種身体障害者<br>(級別関係なし) | 普通乗車券         | ○  | ○   | 50% | 一般路線バス全線<br>県内高速バス<br>県外高速バス |
|                                       |                      | 定期乗車券         | ○  | ○   | 30% |                              |
|                                       |                      | 普通乗車券 (12歳未満) | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券 (12歳未満) | ×  | ○   | 30% |                              |
|                                       | 第二種身体障害者<br>(1級から3級) | 普通乗車券         | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券         | ○  | ○   | 30% |                              |
|                                       |                      | 普通乗車券 (12歳未満) | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券 (12歳未満) | ×  | ○   | 30% |                              |
|                                       | 第二種身体障害者<br>(4級から6級) | 普通乗車券         | ○  | ×   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券         | ○  | ×   | 30% |                              |
|                                       |                      | 普通乗車券 (12歳未満) | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券 (12歳未満) | ×  | ○   | 30% |                              |
| 児童福祉法の適用を受けている者<br>(当該施設長発行の割引証明書保持者) |                      | 普通乗車券         | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券         | ○  | ○   | 30% |                              |
|                                       |                      | 普通乗車券 (12歳未満) | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券 (12歳未満) | ×  | ○   | 30% |                              |
| 知的障害者療育手帳所持者                          | 第一種知的障害者<br>(A)      | 普通乗車券         | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券         | ○  | ○   | 30% |                              |
|                                       |                      | 普通乗車券 (12歳未満) | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券 (12歳未満) | ×  | ○   | 30% |                              |
|                                       | 第二種知的障害者<br>(B)      | 普通乗車券         | ○  | ×   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券         | ○  | ×   | 30% |                              |
|                                       |                      | 普通乗車券 (12歳未満) | ○  | ○   | 50% |                              |
|                                       |                      | 定期乗車券 (12歳未満) | ×  | ○   | 30% |                              |

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

|                    |        |              |   |   |     |                                       |
|--------------------|--------|--------------|---|---|-----|---------------------------------------|
| 福祉手帳所持者<br>精神障害者保健 | 級別関係なし | 普通乗車券        | ○ | × | 50% | 一般路線バス全線<br>県内高速バス<br><br>(県外高速バスは除く) |
|                    |        | 定期乗車券        | ○ | × | 30% |                                       |
|                    |        | 普通乗車券(12歳未満) | ○ | × | 50% |                                       |
|                    |        | 定期乗車券(12歳未満) | × | × | —   |                                       |

## ⑥ハイヤー・タクシーの運賃の割引

県内のハイヤー・タクシーを利用する場合には、運賃が割引されます。

### ○割引の内容

令和8年4月現在

| 対象者                                                                    | 割引の対象区間                     | 割引率                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 身体障害者の手帳の交付を受けている人<br>2 療育手帳の交付を受けている人<br>3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(※) | 身体障害者、知的障害者又は精神障害者自身が乗車した区間 | 10%<br>(運賃料金の額は、メーター器表示額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額及び契約運賃額(観光等貸切時間制)の10%割引。但し、迎車回送料金は対象外) |

### ○利用方法

運賃料金を精算する際、ハイヤー・タクシーの乗務員に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示します。

※精神障害者に対する割引については一部の事業者のみ実施しています。

## ⑦郵便料金の割引

### ○割引の内容

令和8年4月1日現在

| 対象郵便物          |                                                                                                  |                 | 料金                                               |       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------|-------|
| 通常郵便物          | 第四種郵便物（点字郵便物、特定録音物等郵便物）                                                                          |                 | 無料（重量 3 kg まで）                                   |       |
|                | 開封とした盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物（日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されたものに限りです）                     |                 |                                                  |       |
|                | 心身障害者団体が発行する開封とした定期刊行物で発行人から差し出されるもの。<br>（第三種郵便物として認可を受けたもの）                                     | 毎月 3 回以上発行する新聞紙 | 50 g まで 8 円<br>50 g を超え、1 kg まで 50 g までごとに 3 円増  |       |
|                |                                                                                                  | 上記に掲げるもの以外のもの   | 50 g まで 15 円<br>50 g を超え、1 kg まで 50 g までごとに 5 円増 |       |
| 対象貨物           |                                                                                                  |                 | 料金                                               |       |
| ゆうパック<br>ゆうメール | 一定の図書館と重度障害者（身体・知的）との間で発受する冊子としての印刷物（心身障がい者用ゆうメール）に限りです。                                         |                 | 150g まで                                          | 92 円  |
|                |                                                                                                  |                 | 250g まで                                          | 110 円 |
|                |                                                                                                  |                 | 500g まで                                          | 150 円 |
|                |                                                                                                  |                 | 1kg まで                                           | 180 円 |
|                |                                                                                                  |                 | 2kg まで                                           | 230 円 |
|                |                                                                                                  |                 | 2kg 超～3kg 以下                                     | 310 円 |
|                | 聴覚障害者用ビデオテープその他の録画物（DVD など）を内容とするゆうパック。<br>（日本郵便株式会社の指定を受けた施設と聴覚障害者との間に発受するものに限りです。）（重量 30kg まで） |                 | 60 サイズ                                           | 100 円 |
|                |                                                                                                  |                 | 80 サイズ                                           | 210 円 |
|                |                                                                                                  |                 | 100 サイズ                                          | 320 円 |
|                |                                                                                                  |                 | 120 サイズ                                          | 420 円 |
| 点字ゆうパック        |                                                                                                  | 140 サイズ         | 520 円                                            |       |
|                |                                                                                                  | 160 サイズ         | 630 円                                            |       |
|                |                                                                                                  | 170 サイズ         | 730 円                                            |       |
|                |                                                                                                  |                 |                                                  |       |

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

○窓口  
郵便局

## ⑧NHK放送受信料の免除基準（令和7年10月1日から施行）

### 1 全額免除 （社会福祉施設等）

(1) 別表1に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、または日本放送協会（以下「NHK」という。）の配信の受信を開始して締結する受信契約

#### （学 校）

(2) 別表2に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する受信契約

#### （公的扶助受給者）

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約

#### （市町村民税非課税の障害者）

(4) 別表3に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約

#### （社会福祉施設等入所者）

(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約

#### （年間収入が一定額以下等の別住居の学生）

(6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校もしくは第134条に規定する各種学校（修業年限が1年以上あるものに限る。）、または第104条第7項第2号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設（当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。）（別表4において「学校等」と総称する。）に在学する別表4に掲げる学生が生計をともにする者と住居を別にした場合において、当該学生が当該別の住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約も含む。

#### （災害被災者）

(7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害に

より半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている受信契約、当該建物に居住する者がNHKの配信の受信を開始して締結されている世帯についての受信契約、または事業所等世帯以外において当該建物をNHKの配信の受信に用いる通信端末機器の設置場所として締結されている受信契約。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の2か月間とする。

- (8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの

## 2 半額免除

### (視覚、聴覚障害者)

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約

### (重度の障害者)

- (2) 別表5に掲げる重度の障害者（(1)に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約

### (重度の戦傷病者)

- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約

## 3 免除事由の調査

日本放送協会受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行うものとする。

基準第1項(6)による免除については、日本放送協会受信規約第10条第5項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行うものとする。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この基準は、令和7年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 平成20年9月30日に、その日まで施行された基準第1項(4)により受信料が免除されている受信規約で、この基準第1項(4)によれば受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。

別表 1

|         |                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉施設等 | 社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設もしくは事業所または更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に規定する更生保護事業を行う施設もしくは事業所 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|

（注）社会福祉法第 2 条第 4 項第 4 号に規定する事業のうち、生活保護法または児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する事業を行う施設もしくは事業所については、上記に含める。

別表 2

|     |                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------|
| 学 校 | 学校教育法に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、特別支援学校および幼稚園 |
|-----|-------------------------------------------------------------------|

別表 3

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障 害 者 | <p>（身体障害者）</p> <p>1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者</p> <p>（知的障害者）</p> <p>2 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）または地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された者</p> <p>（精神障害者）</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者</p> |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表 4

|     |     |
|-----|-----|
| 学 生 | （略） |
|-----|-----|

別表 5

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重度の障害者 | <p>（重度の身体障害者）</p> <p>1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が 1 級または 2 級である重度の身体障害者</p> <p>（重度の知的障害者）</p> <p>2 所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者</p> <p>（重度の精神障害者）</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が 1 級である重度の精神障害者</p> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ○ 手続

申請には、対象者である旨の市町村長または市福祉事務所長の証明が必要です。  
 ※半額免除申請・市町村民税非課税の障害者での申請については NHK へ直接申請も出来ます。  
 詳細は NHK までお問い合わせください。

## ○ 問合せ

NHK ふれあいセンター（ナビダイヤル）0570-077077 （FAX）045-522-3044  
 受付時間：午前 9 時～午後 6 時（土・日・祝日も受付） お客様のお使いの電話から上記のナビダイヤルにつながらない場合は 050-3786-5003 をご利用ください。

## ⑨ NTT 東日本の優遇措置

令和 8 年 4 月 現在

| 対 象 者 | 条 件 等 | 証 明 書 類 | NTT 東日本の福祉政策<br>〔○印は該当する施策〕   |                               |                     |
|-------|-------|---------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------|
|       |       |         | 福祉電話<br>機の使<br>用<br>料<br>(注1) | 福祉電話<br>機の工<br>事<br>費<br>(注2) | 電話番号<br>案内料<br>(注3) |

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》

|       |                                                                                                     |             |   |   |   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---|---|---|
| 身体障害者 | 身体障害者福祉法第4条の規定に該当する方                                                                                | 身体障害者手帳     | ○ | ○ |   |
|       | 下記に該当する方<br>・視覚障害(1～6級)<br>・肢体不自由(上肢1～2級)<br>・肢体不自由(体幹1～2級)<br>・肢体不自由(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1～2級) |             | ○ | ○ | ○ |
| 知的障害者 | ・療育手帳制度(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の要綱に規定する療育手帳の交付を受けている方                                              | 療育手帳        |   |   | ○ |
| 精神障害者 | ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方                                | 精神障害者保健福祉手帳 |   |   | ○ |

※(注1)から(注2)のお問い合わせ・お申込みは局番なしの116番(通話料無料)(携帯電話からは0120-116000)  
 ※(注3)「ふれあい案内」を利用する場合、無料で案内サービスが受けられますが、事前のお申込みが必要です。  
 お問い合わせ・お申込みはフリーダイヤル 0120-104174

## ⑩携帯電話の割引

N T T ドコモ、a u 及びソフトバンクでは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証及び特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方で、携帯電話をご利用の方は、基本使用料等の割引を受けることができます。

詳しくは各社ホームページ又は各社窓口にお問い合わせください。

## ⑪県立施設等入館料等の減免

県立自然科学館の入館料(入館料、プラネタリウム観覧料)、歴史博物館の観覧料(常設展・企画展)、近代美術館・万代島美術館の観覧料(常設展・所蔵品展・企画展)、デンカビッグスワンスタジアム及びデンカスワンフィールド(専用使用の場合を除く)、A I R M A N スケートパーク(専用使用の場合を除く)、県立植物園温室の入館料並びに県立紫雲寺記念公園屋内運動施設(体育館(専用使用の場合を除く)及びプール)の利用料が無料になります。

○利用できる人および内容

| 対象者                                                  | 減免となる人        | 入館料等 |
|------------------------------------------------------|---------------|------|
| ・第1種身体障害者<br>・第1種知的障害者<br>・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人   | 本人<br>介護人(1名) | 無料   |
| ・第2種身体障害者<br>・第2種知的障害者<br>・精神障害者保健福祉手帳2、3級の交付を受けている人 | 本人            | 無料   |

(注) 第1種、第2種の区分は旅客鉄道運賃の割引の障害区分と同じです。

○利用方法

入館料等発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を提示します。

○その他

施設により特別支援学校の教育活動、障害児施設の活動に対しては、入館料が減免される場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

《詳しくはホームページ又は各社窓口へご確認ください》